

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 当該事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0243-22-6516

担当

ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の名称、所在地、指定番号、サービス提供地域について

事業者名	独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院附属居宅介護支援センター
所在地	福島県二本松市成田町1丁目867番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 福島県第 0771000023
サービスを提供する地域	福島県二本松市

(2) 目的

二本松病院附属居宅介護支援センターは、介護保険上の目的及び基本理念に基づき、要介護状態にある高齢者等に対し、訪問又はセンター内において介護に関する助言、指導又は居宅サービス計画を作成し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(3) 運営方針

介護支援専門員は、要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又は家族の希望を踏まえ、心身の状況を勘案し保険者、保健、医療、福祉サービス等の関係機関との連携の下、利用者や家族の選択に基づき総合的、かつ効率的なサービス利用ができるよう、公正中立な立場で支援します。

(4) 職員体制

職種	人数	職務内容
管理者 主任介護支援専門員	1名	管理業務 ケアプラン作成等
介護支援専門員	2名以上	ケアプランの作成等

(5) 営業時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分

ただし、次の期日はお休みとなります

土曜日・日曜日・祝祭日及び12月29日から翌年1月3日まで

なお、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとります

(営業時間外は携帯電話に転送となります)

緊急連絡電話 0243-22-6517

3 サービスの内容と居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

(1) サービスの内容

- 1、要介護認定に関する訪問調査
- 2、要介護者の居宅サービス計画の作成
- 3、居宅サービス事業者との連絡調整

- 4、サービス実施状況の把握
- 5、給付管理
- 6、要介護認定申請に対する協力、援助
- 7、相談業務

事項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
アセスメント調査の方法	事業所独自の様式を用いて行います
介護支援専門員への研修の実施	年間計画により実施いたします

(2) 居宅サービス提供までの流れ

居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼します



介護状況を把握し、居宅サービス計画の原案を作成します



作成した居宅サービス計画の原案を元に、利用者やその家族、サービス担当者と話し合い、居宅サービス計画を作成します



居宅サービス計画に沿って、介護サービスの利用開始となります

4 利用料金

(1) 居宅介護支援の利用料

介護保険料を納めている方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。利用料金は下記の通りです。

【基本利用料】

取扱要件	利用料（1か月あたり）	
居宅介護支援Ⅰ（ⅰ）	要介護 1・2	10,860円
	要介護 3・4・5	14,110円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護度状態区分の2段階以上の変更された利用者に対して指定居宅支援を提供した場合	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した際、その日のうちに医療機関に必要な情報を提供した場合。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した際、翌日又は翌々日に医療機関に必要な情報を提供した場合。営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって、病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	カンファレンスの参加有 連携1回 6,000円 連携2回 7,500円 連携3回 9,000円
		カンファレンスの参加無 連携1回 4,500円 連携2回 6,000円
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、介護支援専門員が、利用者に関する必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合（月1回算定）	500円

緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって、死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上居宅を訪問し、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合	4,000円
特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整えるなど、一定の要件を満たした場合	3,230円

特定事業所（Ⅲ）算定要件

1.主任介護支援専門員を1名以上配置	2.常勤の介護支援専門員を2名以上配置
3.伝達等を目的とした会議の開催	4.24時間連絡体制を確保
5.計画的に研修を実施	6.困難ケースの受け入れ（包括との連携）
7.包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加	8.ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加
9. 特定事業所集中減算の未適応	10.利用者数が介護支援専門員1人あたり45名未満
11.ケアマネジメント基礎技術に関する実習の協力体制	12.他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修等の実施

*当事業所は、上記算定要件を全て満たしております。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その際は一旦上記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

（2）交通費

交通費は無料となっております。ただし、やむを得ない事情により通常の実施地域外でサービス提供する場合には、事業実施地域の境界から片道概ね20km未満は1kmあたり50円、事業実施の境界から片道概ね20km以上は5kmあたり100円を加算した交通費を頂きます。

（3）解約料

解約料は一切かかりません。

5 サービス利用方法

（1）サービスの利用開始

最初に、お電話等でお申し込みください。職員がお伺い致します。

契約を締結しサービス提供を開始します。

（2）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

当方のやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅

介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ 要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お亡くなりになった場合

④その他

ご利用者の方やご家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書により通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス等の照会を求めることや居宅サービスに位置付けた指定サービス事業所の選定理由について説明を求められますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の認定期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援する為、早期に病院等との情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者 管理者 佐久間和子
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修会を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

8 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っています。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10 サービス利用にあたっての禁止事項について

事業者は、職場においてもハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。つきましては、サービス利用にあたって次のことを禁止事項とします。

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録画等を無断で SNS 等に掲載すること

11 秘密保持に関する事項

業務上知り得たご利用者の方やご家族に関する情報につきまして守秘義務があります。この守秘義務は契約終了後も同様です。予め文書で同意を得ない限り、個人情報を用いることはいたしません。

12 事故発生時の対応について

介護支援専門員は、事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、家族、管理者、保険者にも報告します。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身分証明書の携行

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を呈示します。

14 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情解決責任者 佐久間和子

苦情受付責任者 遠山幸子 電話 0243-22-6516

(2) その他

苦情の申し立てにつきましては、住所地のある各市町村及び国民健康保険団体連合

会でも受け付けております。

連絡先

福島県国民健康保険団体連合会	介護保険課	024-523-0989
二本松市高齢福祉課	介護保険係	0243-23-1111
本宮市高齢福祉課	介護保険係	0243-33-1111
大玉村保健福祉課	高齢福祉係	0243-48-3131

1.5 事業概要

(1) 事業開設者

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
所在 〒108-8583
東京都港区高輪3丁目22番12号
(代) 03-3445-0800

(2) 関連施設

①病院

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院
所在 〒964-8501
二本松市成田町1丁目553番地
(代) 0243-23-1231

②訪問看護

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院附属訪問看護ステーション
所在 二本松市成田町1丁目553番地
(代) 0243-22-6266

③訪問リハビリ

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院附属訪問リハビリテーション
(代) 0243-22-6266

④介護老人保健施設

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院附属介護老人保健施設
所在 〒964-0871
二本松市成田町1丁目867番地
(代) 0243-22-6517

⑤地域包括支援センター

名称 二本松市二本松第一地域包括支援センター
所在 〒964-0871
二本松市成田町1丁目867番地
(代) 0243-62-2223